

報告第 7 1 号

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その 2）について

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その 2）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 2 5 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	2 3 - 1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	分会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整の方針	<p>情報公開について</p> <p>情報公開については、合併時までに調整し、統一する。</p>						
・情報公開について	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
根拠例規	観音寺市公文書公開条例 平成12年3月28日条例第4号 施行 平成13年4月1日	大野原町情報公開条例 平成14年3月22日条例第2号 施行 平成14年4月1日	豊浜町情報公開条例 平成14年3月29日条例第8号 施行 平成14年4月1日	観音寺市公文書公開条例 平成17年10月11日条例第 号 施行 平成17年10月11日			
目的	市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。	町民の公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	町民の行政文書の公開を請求する権利につき定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。			
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			
公文書の定義	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）で、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）で、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。			
公開を請求できるもの	(1)市内に住所を有する個人 (2)市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (3)市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが予測されるもの（当該関係公文書に限る。）	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)町の区域内の学校に在学する者 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの（当該関係公文書に限る。）	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの（当該関係公文書に限る。）	(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (3) 市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが予測されるもの（当該関係公文書に限る。）			
公開しないことのできる公文書	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得るもの。	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得るもの。			

	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
情報公開審査会	観音寺市公文書公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開	大野原町情報公開審査会 ・委員 6人以内 ・会議は、非公開	豊浜町情報公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開	観音寺市公文書公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開
費用負担	・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...実費負担	・手数料 ... 無料 ・写しの費用...実費負担	・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...規定で定める額	・手数料 ... 規定で定める額 (1件の公文書につき350円) ・写しの費用...実費負担
不服申立て	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問

協定項目番号	23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	分会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針	個人情報保護について 個人情報保護については、合併時まで調整し、統一する。						
・個人情報保護について	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
根拠例規	観音寺市個人情報の保護に関する条例 平成15年10月1日条例第19号 施行 平成15年10月1日	大野原町個人情報保護条例 平成14年3月22日条例第3号 施行 平成14年4月1日	豊浜町個人情報保護条例 平成14年3月29日条例第9号 施行 平成14年4月1日	観音寺市個人情報の保護に関する条例 平成17年10月11日条例第 号 施行 平成17年10月11日			
目的	実施機関において個人情報の利用が拡大しているにかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。			
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			
個人情報の定義	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。			
個人情報の保有の制限	実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令及び条例（以下「法令等」という。）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	1 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令及び条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない			
審議会	観音寺市個人情報保護対策審議会 ・委員 10人以内 ・任期 2年	大野原町個人情報保護審議会 ・委員 6人以内 ・任期 2年	豊浜町個人情報保護審査会 ・委員 5人以内 ・任期 2年	観音寺市個人情報保護対策審議会 ・委員 10人以内 ・任期 2年			